

第3章 | 規制の基準

① すべての地域・広告物に対する共通基準

- ・都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- ・原則として表示面の下地の色は、黒（※1）および高彩度色（※2）を使用しないこと。
- ・表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。
- ・蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- ・照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。
- ・ネオンサインまたはこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

※1：黒（N：無彩色）の基準について、明度3.0未満を黒としています。

※2：高彩度色の基準について、彩度13.0を超えるものを高彩度色としています。